

一般事業主行動計画書

策定日：令和3年3月10日

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定致しました。
具体的な内容としては、以下のようなものとなります。
今後も、より働きやすい環境を提供できるように取り組んでまいります。

《計画期間》

令和3年4月1日～令和8年3月31日

《規程整備の状況》

- | | |
|----------------------------|---|
| 1.有期契約労働者も対象に含めた育児休業制度 | 有 |
| 2.有期契約労働者も対象に含めたその他の両立支援制度 | 有 |

《次世代育成支援対策の内容として定めた事項》

1. 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

●男性の子育て目的の休暇の取得促進

- ・男性の育児目的休暇の導入(2021年2月1日施行)および全従業員への周知
- ・全従業員へのリーフレット配布
- ・対象従業員への面談を行い、取得を促す

●子供の看護休暇を時間単位で取得できるなど、より利用しやすい制度の導入

- ・時間単位での取得への規定変更(2021年2月施行)
- ・全従業員への周知
- ・対象従業員への具体的な取得可能日数の伝達

2. 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

●在宅勤務やテレワーク等の場所にとらわれない働き方の導入

- ・全国に拠点を置くコアワークスペースの契約
- ・必要に応じた在宅勤務に必要な環境のための補助(PC、デスクなど)